



四季草
秋上
四

73
367
4



7 3
門 女 曾
號 367
卷 4



四季艸四之卷 秋草上

○目錄

○武家禮法之部

武家禮法

小笠原伊勢

諸禮

無禮人

陪臣無禮

當世人

故實

○人品称呼之部

公方

御臺

殿

樣

若殿

御簾中

奧樣

上樣

女房

新造

御前樣

御袋

女郎

家來

御所

○四季艸の卷上目錄

○一

明治三六年十一月十九日
市島孫吉氏寄贈





○人體之部

月代

額隅

女假粧齒黑
拔眉

下髮

○姓名之部

姓氏差別

姓

氏

八色外姓

尸

複姓單姓

姓付ル氏

假名

實名

字

童名

兵衛衛門

百官

東百官

太郎次郎

氏左衛門
右衛門

某内某藏
某作

小太郎又太郎

某太夫

助丞

諱目録

諡

反名

女名於字

○役名之部

家老奉寄

城代

用人

奉行

奏者

馬廻

代官

同朋

中間侍力者
雜色

小者

右筆

藏法師

足輕

通計六十三條

四季艸四の巻 秋草上

武家禮法之部

武家禮法

禮ハ朝廷より定め出イダされて天下の万民貴賤上下の品位位或乱
を失ひぬむ。よきりて。平相國清盛が如き上成ふ心か
ろよまを逆臣出来く天下を乱せり。源頼朝卿平家を追
討し天下の乱成鎮シヅめて。外よえ君不忠何りて臣の礼成守
るふ似きりといふこと。内よえ奸佞の志を内をきり。日
本國の惣追捕使と云ふ職成申受ふ。いはとわく日本國

四季艸四の巻 秋草上
武家禮法之部
武家禮法
禮ハ朝廷より定め出されて天下の万民貴賤上下の品位位或乱
を失ひぬむ。よきりて。平相國清盛が如き上成ふ心か
ろよまを逆臣出来く天下を乱せり。源頼朝卿平家を追
討し天下の乱成鎮めて。外よえ君不忠何りて臣の礼成守
るふ似きりといふこと。内よえ奸佞の志を内をきり。日
本國の惣追捕使と云ふ職成申受ふ。いはとわく日本國

を奪取ウバヒするにあらざりて政改申行むるは小よ
りて。公家武家こ二つよりそのぬぬ。かくて公家よりとらり
公家礼あり。武家も武家の礼出来きり。天下の万民武威
伐怖るるがゆゑ。皆その武家礼に志す。がふ事とありぬ。
ち小自然の勢形をかくて鎌倉の代ホロにむく。相継て足利尊
氏公天下に政を取行ひる事とありて後。三代の將軍義満
公の世小およむて。更ニ武家の礼法を定めて。礼書改作せ給
ふ。のど。其書の應仁の大乱マンレツに紛失マシしたる。形也。其ら
雜ニ拾遺ニ藤原行ニ定作ニ云公方義満の世より將軍家を公方と称
して。万事の礼法改院に御所不比ニり。此時は武家の

故實を定めむとて。今川左京大夫氏頼小笠原兵庫助長秀
伊勢武藏守満忠等小下知して。天下に侍を十一位に分ら
せり。所謂御一族大名守護外様評定衆御供衆申次
番方國人奉公方未男ミナノこれあり。公方の直臣ハ胎中六位に
比せり。故叙爵の時五位あり。未男ハ無官の御家人をい
たり。然れども六位小準ヨロツたる形也。其外方ヨロツに武法改編アツ
る事十二卷。これを鎌方の書と申るあり。云々貞丈按ふ。
此説ハ誤あり。公方の称ハ義満公の時始る小あり。此事
委ニ記ニ小笠原兵庫助長秀ハ。彼家ハ系圖に見えり。此バ
違ひあり。今川左京大夫氏頼伊勢武藏守満忠の二人

ハ今川伊勢両家の系圖不おさき人形也。義満公の時は如此
の人曾て無し又將軍の家臣の階級シハ十一位トを限カらば。此
外もとあるは何事あり。是等はれ妄説ありて取ら
たり。南朝記傳ハ。應永三年丙子春。小笠原長秀今川
範忠伊勢貞行小仰せて。武家の禮式を定むと見え。是
長秀範忠貞行三人と云々。三家の系圖不見えたる也。是
ハ違カる。雜々拾遺ハ。是をと違へるあるは。又
かの時作ハ定めらるは。禮書の名ハ。三議一統と云ふ由
れ説あり。おぼはるは。今世も三議一統といふ書ハ
き。もと。小笠原長秀が隨筆の。當家弓法集といふ書

の發端小。後人の序と續鳥家門といふ一篇を作り加へる。其
序ハ。義満公に仰ふは。小笠原兵庫助長秀今川左京大夫
氏頼伊勢武藏守滿忠三人議定して撰じ書あるは。此
書ハ。三議一統大雙紙と名付る由ハ記したる。是當家
弓法集をとむは。義満公の仰ふは。撰じりはいふ
よるは。後人の偽作ナ
て付添は。當家弓法集ハ。熟覽す。小笠原
の。見申は。將軍の仰
ふは。體ハ。私ハ。隨筆ハ。一ハ言ハ
ふは。將軍の仰ふは。撰じ書ハあり

バ難じこのむづき事甚多し委たれ事と予が先年
著したる三議一統辨といふ書に記せり。前ふもいふ
如く。義満公の時作らる。礼書ハ。應仁の乱れ時亡ひ失
ちあり。道照愚草伊勢六郎左衛門尉平貞順の
記あり。天文永祿頃の人あり云。殿中の
礼節。并諸人官の事。勿論昔々の御法度雖有之。猶以被
定置訖。爲御物殿中不出の御式目ハ。應仁の一乱。紛失云
云。此段常々汲古被仰聞しとあり。貞仍も同前し物語申
たる由。貞遠注し置く内。在之云こと記せり。汲古ハ政所
職伊勢伊勢
守平貞宗朝臣。号汲古齋。法名金仙寺。貞頼ハ伊勢下総守貞仍。後改
貞頼。号宗五。又旭拙齋。貞遠ハ伊勢右京亮。三人共將軍義政公の代
の臣。彼禮書亡び失せし事。是れ知らるべし。

小笠原 伊勢

小笠原家ハ弓馬の家。京都將軍家の御師範ふる。其頃弓馬ハ御當流と稱し。此家ハ宗少将にて。諸士其門
人と成りしあり。小笠原ハ其頃節朝衆と云ふ。年始五節
供朝日十五日ば。を仕する家。右一ゆゑ殿中の
礼法の事ハ。ハかゝる。礼法ハ。由是管中ハ
座敷に立ぬ。冠替等の礼ハ。知る家。以下教る人。何。是
世小笠原流と稱して。座敷に立ふ。以下教る人。何。是
ハ彼家の私ハ家風あり。世ハ伊勢流といふ。我家の事。何
也。予ハ先祖ハ代々伊勢守に任じ。政所職御所奉行をうけ

給_レマ_レバ日ニ出仕し殿中の作法を司_レせむたり。同氏
もあまゝ有_レりて御供衆_ニも常_ニ將軍_ニ御側_ニ近_クめ
し居_ルるあり。是_レより殿中座敷の立_レぬる
予_レの礼の事ハ予_レが家_ニ傳_レりたる。弓馬_ニ礼法の
事ハ伊勢守_ノ司_ノごり_ノ事_ハはあ_レる_レを_レ予_レが家
ふて教_レる事ハ室町殿の古例_ニ祖述_ニを_レる_レなり

諸禮

近世諸禮_ト稱_シて人_ニ教_レる者_{アリ}。古代諸禮_トい_フ名目
有_リ。其諸禮_トい_フ事_ヲ見_ルに。ま_レ小笠原流_ト稱_シて
武家座敷の立_レぬる_レい_フ冠婚の禮以下_ニさ_レる_レ細事_ニ至_ル

る_レい_フ式法_ヲ付_キ其外官職_ノ故實_ニ裝束_ニ衣文_ノ着_レ樣_ノ
歌連歌會席の作法_ニ式紙短冊の書樣_ニ蹴鞠_ノ作法_ニ香_ノ火_ノ燈_ノ
樣_ニ筆道の故實_ニ軍礼_ニ軍法_ニ茶_ノ湯_ノ庖_ノ丁_ノ方_ノ式_ニ三獻_ニ七_ニ五_ニ三_ニ等_ノ
の膳部_ニ書院飾_ノの法_ニ其外種_ニ無_レ量_ノの事_ト也_ト。一人_ニして
教_レる_レゆ_レ多_ク諸禮_トい_フあり_ニな_レる_レ物事_ノそれ_ノの_レ家_ニあ
る_レもの_レ形_ヲ其道_ニハその家_ニふ_レ何_レら_ノを_レ委_シす_レ事_ハ
形_シ。され_レど何_レの家_ニと云_フ事_ハある_レあり_ニ其家_ニ何_レら_ノ或
して_ハ其一道_ニ奥義_ニ至_リが_レ然_ルる_レ鼠_ノの物_ヲを_レふ_レり
ち_レら_レび_レや_レく_レ諸道_ヲを_レ少_シし_レび_レか_レぬ_レを_レち_レら_レして_ハ一人_ニ
て是_レを_レ教_レる_レハ何_レの道_ヲも_レ委_シす_レる_レ上_ニ皮_ノ或_レ嘗_ト

めみたふぼくをふて骨ほぐと有りて味ひたるふらほふ
其上家傳の說秘事口傳あどいむく一川と古書と合は
る作事成ふ一らて故實と偽りて人をききふらふは
ぐひ近世はちやむものなり物識りて家人のこほを見て
腹をかへく笑ひ物ふて賤しむまじきと物知らぬ人の
こふて尊む信ぢまふといふまじき事なり

無禮人

賤しき者貴人の前へ出て貴人を敬まざる人ありこれ造賢
人又ハ驕者トあふ事あり然るに諂ひまき人ありとそほむ
る人あり是大なる心得なき事なり礼ハ貴賤の位を乱れ
ゆべれ為の法なりゆれで賤き者ハ貴人をバツりふも敬ま
き事あるふらやまほざけを礼を知らざる無法者よて犬
猫も同ト者あり貴人を敬ふ諂ふあり天下の大法あり
礼の道なり諂ひといふハたふハ貴人の鹿を指して善き
馬ありと仰らるる實まはれ御馬よて候といふたむ
ありとく辨ふべき事なり

陪臣無禮

大名の内れ者公方の御旗本衆を敬まば同輩の如くふあり
まらひ無禮成る事近世はをなりもはあり大名の内れ
者ハ幾万石を領すやも其大名の親族ふても家老職を勤

ることも陪臣あり。御旗本衆ハ二三百石を領せし御番衆たる
やも。公方の御旗本をうへて先奉る歴々の士あり。役の輕さ
重なるも。祿れ多き少なるも。くらげ物にまよひし事形也。彼
者の主人と云ふる大名と。御旗本衆こそ傍輩たる也。近くい
ふ。公方の主人の傍輩に對して無礼をせし。我主人に對し
て無礼よあり形也。遠くいふ。公方の御威光に對して
く御旗本衆に對して無礼をす。公方は御威光を恐る
奉らざる形也。近世ハ利徳成事こそ。貧富を論せし由也。
富者成貴び。貧者を賤しむ心より。貴賤の礼みせし
る事あり。嘆く。近世の事あり。武士ハ格式をこせ正すべし

事ある。富と貧と。人を上げ下ろす。高賣人などの
風俗形也。武士の礼あり。近世ハ利徳成事こそ。貧富を論せし由也。
近世武士の禮儀をこせ。行儀正しく。武道成事。他人
人を堅き人あり。當世を知らざる馬鹿者形也。まじり。謗
り。交らば。不者多し。さやうあり。近世の事あり。交らぬ
こそ幸あり

故實

故實といふ事。故ふる事あり。實と事實形也。史記魯世
家の注。故實ハ故事之是者とあり。文選 卷四の注。故實

先王之道也と何ぞ。是いみへの事實を取て法とせしは
事をいふあり。温フキ故而知新レキと論語コトを見えたり。武家の
礼法もいみへの事ハ手本トなり。今此事の時宜小叶ふ
様よをるハ故實と云ふあり

人品称呼之部

公方

公方ツバタと云号ハ俗説ハ足利將軍尊氏公より三代義満公小
公方号勅許ありと云り始ると云ふと誤あり。義満公以
前より有リ号あり。祇園執行日記抄曰。貞和六年七月廿
六日。濃州御敵責來る。近江。堀山中宿邊之間。洛中騷動中

十一月六日。去夜周濟房舍。分右衛門藏人。自公方被討了。

参考太平記 此の公方と云ハ。義満公の父義詮公を指てい
小引け也

るあり。太平記十卷塩飽入 小私の眷養より。公方の御恩

を蒙らるハ云云。同書廿五卷京勢重て 小公方の催促を

不相待。我先小と天王寺へぞ向るハ云云。又廿五卷北野通夜物

を書た 我身の爲ハは聊チある事をとせばハて。公方事ハ

千金万玉をも惜ハむ云云。是等公方といへるハ皆義満公よ

りも以前の事なり。其頃公方といへるハ今世公儀ハい

小同ト意あり。將軍家を下トり尊びて。公方といへるハ

形也。勅許宣下あるハ号小ハありハず。南朝記傳。將軍御

家譜予う家小 傳來の書 等よ。義満公小公方号賜到。事ハ見えん

御臺

將軍家の御妻ツツを御臺ダイ云事。摂政関白の御妻ツツハ御臺盤ダイバン所トコロハ准マツして。將軍家の御妻ツツをも御臺盤所トコロといふ。御臺盤所トコロ云云を中略して御臺所トコロといひ。又略して御臺ダイとぞいふこと云あり。臺盤ダイバンといふは膳テンの事あり。臺盤所トコロハ膳部テンブをあらうべ。食物モノ盛シメ置ケく所トコロ也。今世臺所トコロといふは臺盤所トコロの畧語也。人の妻ツツ多タは者モノハ夫の食物を調味シメ及ツばた事コトあるふらうて。御臺盤所トコロと云あり。貴人キイニあらざども。其本の職分をシをシれシめんが爲の名ナ也

殿

殿テンと称ナは事コト禁中キンチュウ少シて殿テンと称ナするハ。摂政関白セツセイより外ソトは。いとん。其外の人を表向ウラムカふ殿テンと云ふ。内ウチの私シのうやゆむね。家僕ケバクあらう主人の事コトハ殿テンといふ事コトも。内ウチの敬ウヤひあり。古コより有アりし事コトあり。殿テンハ宮殿キヤウテンの殿テンして。宮殿キヤウテンをかまへ居住キヤウジウしむ。申マウ五殿ゴテンといふ事コトも。殿テンハ摂政関白殿セツセイあらう。又殿テンとぞいふこといふ事コトあり。神の事を大神宮オホノミヤ八幡宮ヤチハンミヤといふ宮ミヤと同意ドウイあり。さしを殿テンと云ハ至マりあり。さしを常トコの人ヒト比ヒ名ナハ殿テンをシけシよシふハ分ワは過スる事コトあり。内ウチの私シの敬ウヤひ小殿コテンといふ事コトも

様

様といふ事。是ハ殿とて意味違ひたる事なり。直小貴人の名成
指して云ふも。恐を憚る心少く様の字を加へて云ふは。是
を信水草 二百三十九章 小あふ御所ごむはゆる紀女房といひ。太平
記 廿七卷左兵衛督 小あふ御所ごむはゆる紀女房といひ。殿中
ごむの事。内々兼王候へとて。齋藤粟飯原を歸しけりといへ
るたがひい。御所むき殿中むらあやいふよ同ド。お母やけ
ぞよ。私にゆる。何のさな。此はよ。上ごむ。下ごま等も。名の下小
そんふ云ふさるも一意なり。應永記。大内左京大夫義弘入道
ハ。これと思せん者共。討取く御所様の御目ふかけとて。

名乗うけく戦ひたる云々。又永享四年九月。將軍義教公。富
士見にて駿河國へ下向し。まひけふ時。飛鳥井雅世卿供
奉して。富士記行を書給へ。其發端。公方様富士御覽と
書出し。まへ。此頃より様といふ事。何と。御所むき公方む
きといふが如し。直よさ。向ていさぬ意あり

若殿

と紀人の嫡子を若殿といふ事古ハあし。若君といふ事ハ
古書に見えたり。古も若殿むらといひ。事ハあれども。是
を若き侍とていふ事なり。近世ハ將軍家の御嫡子の
て。若君様といふあれハ。そまよ。憚りて大名以下レ

嫡子を若殿といふ形を

御簾中

貴人の妻は御簾中といふ事。御簾の中はおつしほりて、
お給いし人に見え給えぬ意よといふあるは、
お給いし古書よは此称見おとばざ

奥様

人の妻を奥様といふ事古ハあし。近世の称なり

上様

賤き者の妻は人より称しておみさるといふ事古ハ違
いし。古ハ貴人の妻を称して上さまといひあり。女

官飭抄の奥書小。此本前一條殿攝政室町殿の上さまはあし

てまわしせし候を寫留て候云々。又蜷川殿中日記蜷川新右衛門少尉宮道親元日記

寛正六年正月十日の條小御成御供同上様御供五人

貴殿北小路亭御風呂時宜具小御成方小記之と見え

貴殿とも伊勢伊勢守貞親を云あり。親元ハ貞親の被官人あり。申互負親を貴殿といひたるなり。此外同記

處々小公方の御臺所を上様と記しあり

女房

人の妻は女房といふ事いふ。ハ妻に限らば品位よ死女
の事をいふ。女房といふ。古書を見て知るは、
房ハつ布糸小て。則部屋ハヤの事なり。御所おと奉公を

女の品位とて女ははばばを給ちりて住居すおなり。はば
孫成かよて居る女多由五女房と云ふを。源平盛衰
記。壹岐判官知康が鎌倉少く手鼓を打し事成書たる條
。女房男房心を澄し落涙すおと多うなり云。男房
といふ事ハおれ事おて古書おも曾て見えざは事おを
ぞとも。女房といふも。詞のいさおひ。もをふれて男房
と書き多るなり。萩生物右衛門が書けるあるは。といふ
草子。右の盛衰記の文を引て。古ハ女房といふの。お阿ら
成。男房といふ事も有るといへり。も笑ふ。おれ事なり。
萩生ハ隣の國ハ事成ハ委く知りも。我が居住す

る日本の事ハ甚うとて人よてあや。由。い。い。

男房といふ事を見は。おや。ら。た。き。る。形。り。

新造

人の妻ハ事を御新造といふ事。昔より云ふ事あり。蜷川殿
中日記にも見えたり。江家次第ハ。以。常。住。新。造。之。數。見。分。於。
前司魚實之數云。平治物語。も。き。ま。く。新造の内裏形。云。
云。續草庵集。將軍家新造の亭にて云。周防記。ハ。大。内。義。
隆。新。造。の。屋。形。を。い。と。あ。い。云。あ。い。見。え。て。よ。れ。人。ハ。妻。成。迎。
る。よ。も。必。妻。の。住。居。を。づ。き。家。を。新。ら。く。造。作。す。る。由。也。
御新造といふあり。或説ハ。船。成。新。く。造。り。を。新。

してぬくろとあやうくはるがごとし。薩摩國の人の状は御懐
様と書て送る事あり。彼國にてはかく書あらはせるお
り。ろに書やうはる。小兒ハ母のふところこそそごの物
あり。ぬとさ終に略轉語と見る事理。小近うらん。惣て和
語より略語轉語多し

女郎

本朝俚諺小云。白樂天詩。木蘭曾作女郎來。濱鏡 杜牧詩
2. 女郎捺乱送秋千。五車 韻瑞 北夢瑣言云。一日見一女郎。近世
女の事を女郎といふは是等小と多し。上臈の字は用る
ハ非あり。上臈中臈下臈の品ハ女の不限るをさうらび。女

小上臈中臈下臈といふ事あるハ官女の位を上中下と
分たる名なり。賣妓の事を女郎といふさうらび。女といふ
意あり。上臈といふ事ハはあうらび。又搜神記曰。吳餘杭
縣南有上湖。中見一婦來。年可十六七云。女郎再拜曰。既
向暮。此間大可畏。君作可計。因問女郎何姓。那得忽相聞。云
云といふ。この文より思ふ。婦人を女郎といふは
我國の俗語ハあうらびさうらび

家來

家僕を近世ハあうらび家來と云ふ。家來と書ハ可らうし。家來と
書ハ近事なり。はるがごとし。世間通用ハ改るよおとさうらび。

家人といふ家内の親族をいふ

其本ハかくありと知置置^ミ。但し家礼と家僕とは少
し差別ある事あり。源氏物語藤のうら葉の卷小^ミ。文籍
小^テ家礼といふ事あり。何^ニの^ニおし^トもよく覺え志
るらし云云。河海抄小。高祖紀云。六年高祖五日一朝太公。
如家人父子禮。太公家令說太公曰。天無二日。土無二王。今
高祖雖子人主也。太公雖父人臣也。奈何令人主拜人臣云
云。此文史記高祖本紀六年小見。花鳥餘情小。家禮といふ子の父
を敬ふ事あり。他人ありとて子に准して礼をい^フ。或
然バ。今の世も家礼といふ来りあり。注^スさ^シき^キり。家礼
の二字を。史記亦如家人父子禮といふ文より出たる稱ふ

る。他人ありとて子に准して礼をい^フ。或^ハ家礼とい
ふ由。花鳥餘情小^ミ。を^シたる如く。公家衆の攝家へ参り
て朝廷の公事故實^ニ習^ハさんぐ為^シ。常に伺候し^テ子の父
或^ハやまふが如く。或^ハく^ハは^クへらる^ル人^々を。攝家小
家礼と稱を^シる^ル。或^ハば^ウま^シる^ル事ハ家僕も同
じ如くなれども。攝家の家僕ハあ^ラら^ズ。武家亦て家礼
と云ふハ右に同じ。東鑑^{卷三十四仁治二年十一月廿七日}の記。小當將軍御時。関
東射手似^シ繪可被^セ圖^ル之由。有其沙汰。今日以^テ評定之次。先
注^ス。其人數。北條陸奥掃部助。若狭前司。佐渡前司。秋田城。及
爲^シ意見者。被^シ用^サ捨^テ之。自^レ京^都就^テ被^シ仰^下爲^シ被^シ進^見也。而^シ前^武

州祇候人依爲達者被召出之輩可被加否及再性沙汰是
前武州不可然之旨有御色代之故也雖致彼家禮爲本御
家人也又勤公役之上爲堪能之族依何憚可被除哉之由
遂治定云々此家禮も本ハ將軍家の御家人あるが北條家
自身を寄せて祇候人ともありたる戎家礼といひたるが
右に如くあれば家僕や家禮との差別ある事あるまじし
世ハ家僕のこと戎家來といふ家禮を書違へたるが家
禮も家僕に如く召仕ふものあるや互混雜して差別な
くちなるが

御所

將軍を御所と稱し同御父の事或大御所と稱する事ハ足利
將軍家の初代より此事ありし今川伊豫入道了俊貞世
の難太平記中略貞氏讚岐入道殿と申其御子して大御所
錦小路殿ハ渡らるるふれりといへ貞氏の子尊氏公也
尊氏公の子義詮公を御所といひたるゆゑ尊氏公が大御
所と云ふなり錦小路殿とハ尊氏
の弟直義なり

人體之部

月代

さういふ剃る事古ハ貴賤とりふ常よさかいたるも
みふ惣髪ふく頂の上百會の邊ふて髻を結ひき居たるも

こゆひの緒ハ細く平ある組緒を以て下より上へ刀ハ
柄巻たる如く菱子巻上てうへよりまゝ結ひ留め置形也。
水油ふる髪をまぐ事ハあやむを付のうへに油あてて
あしむあんうづらあぶの縁をりふるおくま毛ねごをバ
けを置ちり。髪サキの先ハコクハにして。茶筌チャセンのごゆく乱して置
ちり。人ふとあしく氣キのぶせて苦しむ病あれハ額ヒタメの上の毛ハ
ハ残して。頭の中を丸く剃りて。其上み額の毛を引りけて。
剃たる所ハ隠し置あり。氣ササの逆ノボ子昇ノボるふとりて。其氣を漏
る為よ剃るあぶをといひさといひゆを。逆氣サカイキといひ事形也。
いとやや音相通るゆゑ。わかやれといひふる也。又其

剃りたる形。月の如く白きあぶ。ぼささしゆと云ふあぶ。月
白と書るはさび。今も月代と書る也。又軍ふ出て曹カク戎クニ着ふ
ゆゑ。氣昇ノボきて苦しむ人ハをかいたる然る形也。人毎り
如此したるあぶを阿らび。但しあぶを額の毛をバのこし
り剃りたるあり。結城合戦古画ユツキハ。結城七郎氏朝ハ切腹の
體カラダを画たる也。嘉吉元年の事あり。結城ハ頭カミのわかいたる剃りたる體。額
の毛ハ残して丸く剃りたるさるふ画あり。其外古画を見る
ふ。下部シモの者あぶハわらうひにそりたるも間々見ゆる也。多
くハそらうぞ象體ゾウあり。玉海タマ 月輪禪閣兼實公の日記。小安元二年七月八
日。建春門院崩御の記云。自ミ件ツキ簾中時忠卿出首。其鬚不正月
代太見苦而

色殊ニ 示ニ 龍大臣以下云。下畧此文年 又無住法師梶原景時が書る

砂石集小月代のある入道とあり。又西行法師が書ふ撰集

抄。あを師一をや川をさる僧の。近く家を出あるは

見えく。月志ろあど何ぞや。う小見えたや云。あれらハ俗の

時の月代のあよ大塔宮熊 又太平記五の巻野落の條 小云。片岡八郎矢

田彦七あら何つやとてととをぬさくそとよさ。お

く。ほこの山伏あし孫む。ほかや此の何やうをいふし

云。こまら然合せて考ふもよ。をのいれ剃る事ハ高倉院

の御代の頃より以來の事。う。これどもあまら天下の諸人

お。あなうとる事。う。何らうず。たよ。逆昇の氣

を苦む人。又ハ合戦の時。人ふありて剃る事にも有る

しあり。今世の如く天下に諸人。貴賤あり。あづくらかい

剃る事。お。永祿天正の頃より天下戦國とあり。大

乱世よ。連年合戦打は。さ。兵士ども多く

曾カフドを着て。首カクの熱まる。然苦み。てをのいれを剃る。額毛

或残ま。うる。はく。あそり落し。月代も大に剃む。ろけ

く。今世の野郎ナラカあ。ほのや。とあり。右の

如く。て六七十年ば。う。經て。慶長六七十年の頃。ハ。世

も太平に志シ。う。は。や六七十年を。う。も

久くあり。事あれ。ほかい。事むの。う。

世の風俗とありし申急古風不立くる事ありて今日
に傳ツキりたるありけり。けき少くも元禄寶永の頃ゆぐハ貴賤
の中よ古風を志しひきさうひき剃らば惣髪形する人も
間々ありし由老人の語りて聞傳へたり。今ハ大名の
内の者あどふきさうまうし御旗本の衆めハ一人
も形し古へを志すといはれたり。たゞるをど人ハ隱しきま
しに。今ハけりいさ剃りて禮ゆし。そりさう無礼とす。
是時世の變あり。礼だふと時よとるも變法あり。今
とあり公家衆あも古風を守りてさかいさ剃りては
人ハ一人もありしや。

額隅

額ヒタ不隅スミに入る事。貝原好古が和事始一の卷人倫ハ昔ハゲ
しきとして髪はぬく物を以て額上を少し技しに。信長
公髪を抜く益あり。頭の痛む事を愁へて剃刀を用ひぬ
む。ゆきと云々。按ずる。此説信しがきし。けききとして髪
をぬく具。ゆき額の髪を抜事等古書ハ見えぬ。係事あり。
和名抄ハ鑷子ハサミも見えぬ。ハ。漢語抄を引く。波奈ハナ父
沼岐ヌマギ俗云計沼岐ヌマギあり。鼻毛はぬくに用ひし。あり。予
が古老の物語ハ聞傳る。ハ。寛永正保の頃天下志づる
治チりたるも。戦國を去る事遠く。ゆき。戦國の餘

風残了て、血氣の勇を好む腕立なり。喧嘩口論辻切まじ
し。人を憚るを以て手柄よし。處々方々徒黨を結
び何組と名付多。江戸中も横行する者多し。かのや所
ばらび名付て男立といふ。其者ども體相之異風より
一に恐る人。怖きならん事好むより。顔を恐し
く見もんが爲に、額の両方は毛を抜き、隅を深くぬれ入
る。頭部を崩して面部より。顔は廣大にあり。青
竹を火より焼く。髪をぬる。縮み髪を造り。鬚を造り。
腕背中ほどあり。文字繪など入墨する等。此事を好
む。あり。男立をぬる者も、かの血氣の勇を羨み、額より

毛ぬき成あてざるハ男にあらす也云て。男立のよひを
して、額の毛をぬく者。下部など小間。あり。其類世
に廣くたふ多。後みても其風上へともうはるのなりて。歴
歴のたる人も、額に隅を入る事にあらずとぞ

女假粧 齒黒 抜眉

女の假粧シヤウ此事。日本紀持統天皇六年閏五月乙未朔戊戌。
賜沙門觀成ミヤギマ純ミヤギマ十五匹。綿卅屯。布五十端。義其所造。鉛粉と
見えたり。鉛粉古ハ志はいとものといふ。今あり。ろいやは
ふ物なり。觀成と云ふ僧始て作す。持統天皇不獻せし
なり。是より顔にあり。ろい付る事始す。軟眉を作

る事ハ上古より何也。日本紀仲哀天皇八年秋九月紀不
愈^{ナリテ}茲國^ニ而有寶國^ノ。譬^ハ如^シ美女^ノ之^ノ睞^ニ有^リ向津國^ニ。
見^エたる也。まゝとびさハ眉引^ニあり。新羅國をほめて美女
の眉引^ハふとくもあがり。眉引^ハはゆぎを引^テ眉^ニ
作^ルをいふ也。仲哀天皇の御時既^ニ此^ノ譬^ヲ言^ハあれど其
始^ハ猶^サ前^ノの代^ノより此事^{アリ}。萬葉集^{六卷}大伴家持
初^ニ月の歌^{アリ}。振仰^テ而^シ若^ク月見者^ノ一^ニ目見^レ之^ノ人^ノ之^ノ眉引^ハ所^ノ念^カ可^ク聞^ク
とみえたり。三日月の形を女の眉引^ハたるともいふ也。
家持^ハ光仁桓武の和名抄容飾具^ハ小^ノ輕粉^ハ和名閑^ニ迹^ニ粉^ハ和名
朝^ノ小仕^ハ人^ノ也。之^ノ路岐毛^能白粉^俗云^ハ波布迹^{和名}万由須^美黑齒^俗云^ハ

波久路女^澤阿布良^和太^あづ^く見^エたり。和名抄^ハ源順^ノ
作^リ也。順^ハ村上天皇の時の人^ナ。其^ノ頃^ニ髪^ヲに^ハし^ラい^ハ故^ニ
は^ハ眉^ヲを^シ作^リ齒^ヲを^シ洗^ハぬ。綿^ヲを^シ油^ヲに^シむ^シ置^ク髪^ヲ
付^ル事^ハおど専^ラあり。事^ハおど然^ニ知^ルず。

下髪

女^ノ下髪^トて後^ニ髪^ヲを^シ下^ル事^ハおれも宮女^ノの風俗^{アリ}。
女^ノ多^ク髪^ノの長^ク絨^ヲ称^ス事^ハおど長^カ也。又^中中^カ中^カも^ハ於^テ
ど^ヲ入^ル。髪^ハ孔^長長^キ體^ハおど^ニも^ハあり。天武紀
朱鳥元年秋七月乙亥庚子勅^ス。婦女^ハ垂^テ髪^ヲ于^テ背^ニ猶^如如^シ故^ニ
と見^エたり。女^ノの垂^テ髪^ヲ事^ハ上古^ノの風俗^ハ事^ハ然^ニ

知るべきし。右は天武紀ある岳于髮背の四字をスベシモ
トハリと訓めり。今髮のゆひ様にスベラカシといふ名
阿部ハホ水ホトキヨスルホヤ

姓名之部

姓氏差別

姓も氏も二字とて小ウヂととめずも。姓と氏とを差
別ある。續日本紀卷十二。聖武天皇八年十一月丙戌の紀文
小賜姓命氏といふ事見たる。史記の索隱も。賜姓
命氏といふ事あり。和漢とて小姓と氏と差別ある事
明也

姓ハ日本紀小。天武天皇十三年十月己卯朔詔曰。更改諸
氏之族姓。作八色之姓。以混天下万姓。一曰真人。二曰朝臣。
三曰宿祢。四曰忌寸。五曰道師。六曰臣。七曰連。八曰稻置。云
云。混天下万姓とて。天下の万姓を約て。八色の姓カバネふく一箇
とめよと云ふといふ事あり。又此一二の次第よて姓カバネの
尊卑区分はあり。左傳正義に。姓者所以統繫百代使不
別也とあり。此意ハ姓といふものより子と孫と百代の末
小至るよてを統べはるきて。別の家筋よあらぬやうに
不爲さすといふ事あり。姓ハ字日本紀の訓古代より

カバ子とよみ傳へたり。ウチとよみ傳へたり。歴代の國史。賜誰某朝臣姓。或ハ賜誰某真人姓。といふ事見えり。是れ加婆祢カバネ源平藤橘の類を姓とせりハ誤なり。

氏

氏ハ源平橘藤原菅原在原清原大江三善安倍中臣齋部イムベ卜部等の類をいひり。續日本紀卷五元明天皇和銅五年十二月乙酉。阿倍朝臣宿奈麻呂言中是阿倍氏。正宗與宿奈麻呂異云。續日本後紀卷三小養和元年十二月乙未。良枝宿祢安倍氏之枝別也云。文德實錄卷二仁壽元年九月丁亥。魚品親子内親王薨。親王者仁明天皇之

女母藤原氏云々。卷十 天安二年閏二月丙子。是日召會

諸司別所中皇子源ツキアリ毎有時有於殿上落髮入道。此夜有灌

頂之事二人者皇子之得姓者也每有云々。右阿倍安倍藤

原多治清原氏氏と記せり得姓者源氏小朝臣の姓を賜ひたるあり。尤傳

正義小氏者所以別子孫之所出也。とあり。此意ハ氏といふ

物ハ子孫の出所を別る爲ありといふ事なり。所出を別

つやとせり。ハ源氏も清和天皇と出る。平氏ハ桓武天

皇より出るといふ類あり。此外其人の生國の地名を以

て氏とせりも有り。或ハ何ぞ功勞事ありたり。其事以

以て氏を給ふたり。とあり。おほく皆其氏の因て出る

所あり其出不所を別りるを爲に氏代名のなる也。藤氏長者
源氏長者といふ事ハ何也。藤姓長者源姓。日本紀卷廿七に天智
長者といふ事ハ何也。藤源等ハ氏也。
天皇八年十月庚申遣東宮皇太弟於藤原内大臣家授太
織冠與大臣位。仍賜姓爲藤原氏云々。此賜姓爲藤原氏也
あるハ朝臣の姓代賜ひるなり。本文ハ朝臣の二字脱
たり。其證ハ續日本紀卷一文武天皇二年八月戊子朔
丙午詔曰藤原朝臣所賜之姓宜令其子不比等兼之と
見えり。是天智天皇の時賜姓とあるハ朝臣の姓を
賜ひるるなり。日本紀ハ朝臣ハ二字脱を不事知る可し
朝臣受姓。藤原ハ氏也。

右二箇條ハ姓氏の正義あり。右の外ハ日本紀以下國史
ハ賜藤原朝臣姓。或ハ賜清原真人姓。或ハ賜いふ事あり
也。藤原清原ハ氏を家。朝臣真人ハ姓なり。氏ハ姓とを
連ねていふ時ハ言文約々藤原朝臣姓といふ事國史の
文例也。實ハ藤原氏と朝臣姓とハ賜ふといふべき代約
也。右如くにいひるるなり。國史の中ハ氏と書ずれば
姓と書たる所あり。是ハ
本より國史の誤り。又ハ傳寫の誤り。又氏の号ハ脱するもあ
り。姓の号ハ脱せりと見ゆるとあり。是らハ正義ハ非ず
前後ハ文例
ハ違なり

八色外姓

前ハ記したる八色の姓以外ハ王公首造直縣主村主人

伊美吉史勝部伊吉阿祇奈君倉人さぶの姓あり。拾遺抄
姓名録抄等不見えたる。又姓形さ氏あり。右の両書不見
えり。

尸

中古以来の書小尸カバ子とゆふ事見えり。尸字カバ子とゆふ
事あり。真人朝臣宿祢等の類は事あり。古代の書
て姓字をカバ子とゆふ。朝臣真人宿祢等の事は姓カバ子
ゆふ。中古以来源平藤橘の類は誤り。姓とするゆふ。別は尸
比字を用ひてカバ子とゆふ。朝臣真人さぶの事とせ
るを誤り。案上古の書小尸の字を用ひし事曾てありし。

尸字ハカバ子とゆふ。死人の骸カバ子の事あり。生てある人
の姓小尸の字を用る事あり。さぶの事あり。拾遺抄
抄等も。姓の事ハ尸と記し。氏の事ハ姓と記したる。中古以来
の書皆かく取違て記したり。姓氏録源朝臣の條ハ。爲尸主と
見えり。さるハ。姓主とあり。後人誤り。尸の字ハ。寫せる
あるべし。上古ハ尸の字を用ひたる例さるりたりし。

複姓 單姓

近世儒學をさる徒の姓名改署する。唐人の真似をし
て。複姓を省き。單姓とせるもの多し。複姓とせん。二字或
單姓とせん。一字の。藤原の原を省きて藤某とせん。清原は省
き。清某と記し。物部は省きて物某とゆふ類あり。あれ
甚非なり。古ハ我國よして。菅原の原改署して菅丞相

嘗いひ大江を畧さず江帥コウシといひ類阿まどと。是を私
の称めて公オホヤケの事にはあらざらん。或説小菅原清原藤原比原
孫字大江の大字。物部の物字。小野の小字。るとして虚字あ
るゆゑ。虚字以除ら實字をとりて單姓よかりたり
といふまで。大なる誤る。姓小虚字實字を論ずる
らば。虚字實字とハ歌の
みやうにある事あり。單姓よかりていふたゞと
いふ事もあらず。事なり。單姓よかりていふたゞと
いふ事。あえびと云ふ人あり。何ゆゑ唐人のやうに
もた事う心得がき。唐人よと百里諸葛古野司馬あ
ど云ふ複姓あり。唐人よればとて單姓小限たる事あり

ハあり。其上よと近世ハ藤原の原以省きて藤某と書
てといふ。唐人らしくありとあり。藤の巾冠ヤフカウを
除らる。藤某とかき人あり。いかに可笑しき事なり。はる
儒者が日本橋邊に在る宅を品川へ移して。唐へ一里近
き。悦ひ多しといふ物語あり。をいふは。さういふ剃て
あそ唐人の衣服を着たくありひかめ。さういふ剃て
麻上下着ると何とも心なかり。儒者ハと
かく日本の風俗を改めて。漢風よ爲る事通癖あ
り。然まどと儒者よ唐音を知らざる者多し。唐音ハ
能習ひ熟せざれば。漢籍をよ

みくも意義に違てさる事有り。又詩を作るに。唐音に
ちりびりして作られたる詩ハ調をきぬる事あり。唐音を習
ふハ大ニ小學文の助けある事也。

姓に附たる氏

真人の姓ハ何々の氏。朝臣の姓も何々の氏と上古より
定りあり。其定ハ拾芥抄姓名録抄等ハ部を分る記を
り。甚多さ由今ハ畧さる。

假名

假名といふを。近世ハ苗氏スウジといふ。あれ假名とい
ふ事ハ昔よりある事也。義經記頼朝義經ハ對面の條ハ

ある人ぞ。假名實名哉尋ねて参れとて云く。假名と書
ハあやまらる事あり。家名と書ばし。今昔物語卷ハ。今ハ
昔上総守平維時朝臣といふも。貞盛孫が孫孫も此間字缺が
子にくかきまる兵たり。其郎等家名ハちらび字
ハ大紀といふ者何ぞ云く。尤傳正義ハ氏を猶家といふ
を家名と書をよしとてべし。天下の武士源氏も平氏と
いくらもあり。源某平某といふ名のてハはらび
ららいく。其家筋ことちがたか申あり。各其出生の地
名。或ハ領所の地名を。氏の上に添て名のりて。其家筋を分
る形り。さらには是が家名といふ事也。先祖ハ其家の苗

ある由ある苗氏といふ。是ハ源平藤橘あぶの氏以上。又氏を複^{カサ}名たる形也。かの地名の多形とち氏とあるなり。苗氏を名字と書ハ非あり。名字やりのを。姓も氏と名も。あまの^ハ苗氏と唱は同事

實名

實名といふハ名乗あり。古代も名乗といふ。後ハ名乗といふ。實名といふ形也。後代ハ何太郎。何次郎。或ハ何右衛門。何兵衛をといふ。名乗といふ習り。今昔の事。今ハの事を實名といひきくるなり。

字

字の事。唐土あてハ人ごとに名と^ナ字^ナ二つだけ付あり。常ハ人^コ喚^{ヨブ}ハ名乗を^ナ不敬^ナとて字をよぶ形也。字ハ人^コたづひよむ^ナの^ナ常の名なり。日本あてハ古より人ごとに必^ナ字付^ナる事ハあり。稀に^ナ字付し人も有^ナあり。日本紀孝徳天皇即位之條曰。大伴長徳^ナ字^ナ馬^ナ連^ナ云々。又續日本紀^ナ卷^ナ廿^ナに。廢帝天平寶字二年八月甲子。以紫微内相藤原朝臣仲麻呂任^ナ大保^ナ敕^ナ曰。中^ナ自今以後宜^ナ姓^ナ中^ナ加^ナ惠^ナ美^ナ二字^ナ。禁^ナ暴^ナ勝^ナ強^ナ止^ナ戈^ナ。靜^ナ乱^ナ。故名^ナ曰^ナ押^ナ勝^ナ。朕^ナ舅^ナ之中^ナ汝^ナ卿^ナ良^ナ尚^ナ。故^ナ字^ナ稱^ナ尚^ナ舅^ナ云々。あはら古書不見え。疑もあき字形也。此外字付くる人

文屋康秀が字文琳。平貞文が字平仲。曾祿好忠が字曾丹の類。

たましくハ何ア一なり。字ハ常小互にとびかたも其名の事
あれども。何兵衛何右衛門あども官名なり。字とハいひが
き。今昔物語。字ハ木紀。字ハ如きハ字ともいふべし。
何太郎何次郎あども。字と記し。古書の中に。名乗の事
誤る。何太郎何次郎と字と記し。是も字ハ能叶い。近世
の儒者。或ハ書家あども。字ハ常小と名ある。申五字に似たるあり。近世
によぶ事あども。字ハ常小と名ある。唐人のよむ。字ハ常小と名あり。
ひらき。この字ハ世に用

童名

古ハ小童よおさ。名あり。元服以前の
名あり。何丸何千代丸を。云ふ名なり。是貴賤共り同

し。元服の日何太郎何次郎と名なり。實名をも付るなり。今
世ハ赤子ハ時より。何太郎何次郎何之丞何之助と。名付
るなり。何太郎何次郎ハ鳥帽子名と。元服の日より名乗
る。是古風あり。助丞とハ官名の字。何とハおされ名
に當らざれども。今世の風俗。元服の日より。名乗る

兵衛 衛門

何兵衛何右衛門何左衛門と名。のる事。近世ハ風俗あり。兵衛
右衛門左衛門皆官名なり。官ハ天子より任ざらる。その
名。私ハ官名。然るに永祿天正
の頃以来。大乱世の時代。天子ハ御威勢も衰へ。武士ど

らん。古事談云。將門、逆乱者。天慶二年十一月始披露云々。
領東八箇國。奪官鑰。任國司。惣行除目。大臣以下文武百官
皆以點定。但所闕者。曆博士計也云々。此文をもて見れば。將
門が置し百官ハ大臣以下の諸官悉く皆朝廷の官号に用
ひたるなり。新ニ官号を作す。ふんあり。然るに。曆
博士や。闕く置ざり。とあり。曆道に知り。ふん者
なる。ゆゑ事をかきたる。なり。古書に東百
官の名付する人ハ一人も見え。是亦證と云々。室町
記といふ書。真字みく書て廿五卷あり。尊氏義詮義満三代の事
を記し。卷尾ニ飛鳥井雅綱卿の跋あり。是偽書あり。事實を
記す所實録と曾て合ハす。載る所の人名東百官の名多し。室
町殿の時代ニ東百官といふ名目あり。水。其各付たる人も

しふ

太郎次郎

昔ハ太郎次郎三郎の上ニ氏を添ていひしなり。源太郎
平次郎藤三郎の類なり。源平藤橘或ハ吉の三
三枝清原紀紀文屋善三善宗惟宗新新家氏又此外
の氏あやうし何也。新撰姓氏録拾枚抄姓名録抄等に見
えり。近世ハ源氏の子孫名。平次郎平兵衛などいふ
も何也。藤原氏の人ニ源三郎平四郎などいふも何也。お
後あに物成知らぬともあより。なる事なり。む
か。梶原平三景時が嫡子ニ源太景季何也。此時ふ近

世のおとくみだりふ取違ふるやうなる事ハ形し。梶原ハ平氏ふて源太と名付る事子細何ふべし。景時ハ頼朝卿の寵臣なるゆゑ。若頼朝卿より源の字を賜ふ。源太といひし。其事東鑑より見え。故ありし事あるべし。嫡子ハ太郎。二男ハ二郎。或ハ三男を三郎なり。以下推て知るべし。近世も嫡子ハ何五郎。何三郎。三男に何太郎。何次郎ありて。嫡庶の次第乱きことあり。むづし。曾我祐成も兄少く十郎といひ。時宗ハ弟に五郎と名せしむるハ。子細何ありて常の例に違ひ。まづし。其故ハ正一紀實録に見え。ざん事あるが今ハ知事があるし。

氏左衛門右衛門権

藤左衛門ハ藤原氏の人ハ左衛門の官にありたるを。藤右衛門。藤兵衛ふと推し。知るべし。平左衛門。源左衛門以下。其外の諸氏も同意なり。推て知るべし。亦権左衛門権兵衛。同門等。以権の字ハ凡諸官ハ何の官ハ人数幾人と定めあり。然るふ其官にありて。勤方繁くて定の人数ふと。御用向辨し難き事ある。定の外ハ人数を増ふ。されば権官といふあり。権の字を氏ふあらば。是も官名なり。

某内 某藏 某作

源氏の人ハ内舎人みどりといふ官ふありたるを源内といふ。平氏

ハ平内といふ。藤内善内。三善氏あり。其外推て知厩し。此事吉田兼右卿の官職難儀に見え多し。或説源氏の藏人の職よありたるハ源藏といひ。平氏ハ平藏といふ。其外の氏も推て知るべしといふ。按ずるに藏人の職の中より六位藏人といふあり。六位藏人定數四人あり。第一臈を極臈といひ。第二臈は差次サシツギの藏人といひ。第三臈は氏藏人といひ。第四臈を新藏人と称す。右の氏藏人ハ氏を添て。藤藏人源藏人まじりたるなり。是を藤藏源藏といふ事ハ然き。右の説用ひがきし。又修理の官ハ唐名は匠作といふ。源氏の人は修理の官にありたるを源作といふ。平氏以下

も推て知べしといふ説あり。さし右を記やうなれど。古書に見えざるを不用ひがきし。

小太郎 又太郎

源氏の嫡子ハ源太郎あり。源太郎の子ハ小太郎なり。外の氏と同じ。熊谷次郎直實直家の子を小次郎といひ。河越太郎重頼茂房の子ハ小太郎茂房といひ。たふみも知れし。又太郎といふハ小太郎の子をいふ。

某大夫

源大夫平大夫ふらといふハ源平の人ハ五位よりなり。たふみも知れし。大夫といふハ五位は事あり。無官の大夫敦盛と

いふを官ハあきて位をとり五位小督ありゆゑあり
何大夫と云ふも何をも抑む事なり

助 丞

何之助何之丞といふ助丞の字も官名の字なり何之進
の進も官名の字なり源平盛衰記 卷十九佐々木馬 小如法何り
に草鞞置た を取下向の條 旅人もいふ見えざりたるに草鞞置た
る馬追て一人見え来る高綱といふはげしく人ぞいづく
へいふふぞとていふ是はくろりたる者に候がかきふ
郡こわきの八日市へ行くものなりと答ふ名ををくもれ
といふぞと問へば男あやうげと思むをさうなり阿

うさぐさといふは問ひたれぬ紀之助とぞ名のて
たふとこえりむりも下賤のものよきとかくの
ごやく官号の字を冒したるものも阿と見えたり

諱

貴人の御名乗れとや成御諱といふハ誤なり人の存生
の時れ名をを名といひ死したるこたハ世の人の存生れ
時の名成バ憚といふもいふ諡をいふな案に父子たる
者も父の名をいふ臣も父者ハ君の名成いむ成礼とよまふ
あり故といみ名といふなり此事唐の書を見えたり
ちうくハ字彙も生曰名死曰諱と見えたり是を知らぬ

人の貴人のいふ存生少く在るに御諱といふ人有り。是
死人と同トくまゝなり。いふくく事おて甚無礼
あり

諡

親長卿日記文明三年の條 小後花園院号定時中院大納言通秀 申詞

上下 凡諡法事起於周道遠及日域者歟神武以來至文

武四十二代者是淡海公所製事也幽合也其後儀式依平

日之德行諡号或以後院御所證成追号有山陵之由緒有

庵号之遺詔彼是非一者乎勸修寺中納言教秀 申詞

小如為長卿記者元明天皇敕命以其國其郡可為諡号

之由分明也云と見えたり

反名

名乗字を反カとカいふ事上古にハ曾てあるカ日本

小者上古文字カ人カ名カのカ口カいふのカ小者文

字に書く事あり文字に書く事カ名乗字カ反

とといふ事ありし人皇十六代の帝應神天皇の十五年百

濟國とて王仁といふ博士ハカセをカ十六年カ此方

へ渡り来り皇子ウヂノミコ兔道稚郎子ウサミチノササノを師カ諸の書籍

を學びたり由日本紀小見えあり是日本カ文字を

讀と書カ始カなり是より前カ名乗字カいふ

物ハあれな系切韻文字の音を反を事ありの學ハ西域天竺のより唐へ

渡り來りたりといふなり日本へ渡り來りハ人皇三

十一代敏達天皇の御代始りて佛法の渡り來り一時

是より前三十代欽明天皇の御時佛法渡りより猶後ハ渡り來りたるよし其よ

り以前ハ切韻の學ありゆゑ文字の音ハ反をといふ事

ありきん名乗字を反をといふ事もありし古代の書ハ

名乗字ハ反を事曾て見えん中古盛りにや出たる

事あり何れも名乗字を反をといふなり文字ハ五行の

相生相剋の理を法も性ハ合ひ合はざる吉凶ハ撰ぶ物

いふより出たる事なり日本へ文字も切韻ハ學も

いふより渡り來りて世ハ名乗字を反を名付たる人ハ

れし然まども名乗字ハ凶事ハ逢りたりといふ事ハ

古書ハ見えんそのいふは事何の益もなき事ありあ

韻學者の説ハ古人名乗字の凶あるにありて逢りたる例

例ハ擧ていなる事あり是ハ其道を貴くせんが為ハ誣て其説を

はかりたるなり予が知る人ハ名乗字ハ吉ありといふも

不幸短命あり人あり人ハ身の吉凶禍福ハ名乗字の吉凶あり

とる事ハあり其上主人貴人の御一字を賜へりて我家ハ

通字と合て付く時反字ハ凶ありとて二字ともハ改る事

ハありぬ事なりおろし人ハ身の上ハ吉凶ハ名乗や判ふ

とに因る事ありならず我ハ心よりて吉をといふ凶ハ

招くあり武士も忠義の二ハ忘るる事あり何事ハ恐る

一からす。ねとそ名乗ハ元服の日。烏帽子を着せ給
ふ人より申受る事な来。或ハ故ありて主人貴人の御一字
代申受る事も有り。然るに今世ハ陰陽師又ハ出家を以
頼として。名乗字を反させ付る事多。かれ陰陽師出家を
いふにえがし親ふ當るなり。歴々の武士たる人。かれら
がえほし子にある事口をいふ事あり。げや。東見記に
云。名乗の反。日本ふるハ中古よりあり。何と見えたり。詞
花集も崇徳院仁平元年に撰む。其詞花の二字を反し
て邪の字と反る。以て難せられり。あり。日次記に
いふも反の事あり。とあり。中古以来の事なり。上古

て曾てありし。江家次第にも名乗切字の事見えたり。と
もいふも中古以来の事なり。

女名於字

近世の女は名小。おさめ。おさよ。あど。付る事なり。昔も
如此。名きこ。きり。太平記卷廿二。佐々木信胤宮 小菊亭
方にある條殿小御妻とてみめ。あち。た。い。あ。く。其品い。し。う。ら
で。あ。あ。あ。あ。あ。女房あり。き。と。云。又云。おさ。い。の。局
へ。め。さ。い。あ。ど。云。此。お。さ。い。あ。ど。い。ふ。名。今。の。如。く。あ。し
な。あ。て。付。い。は。あ。ら。ば。き。あ。く。ハ。如。此。の。名。付。し
人もあ。あ。い。た。あ。

役名之部

家老 年寄

家老カヲハ家令カシアヤシ。令ハ小補韻會コホ廣韻コクを引て。命也法也といへ。命令ハ人ノ物モノ出申付デシつツふフなり。法ハ法度法式ホウナキ家令カシといふ役也。主人の家ウチに法度法式ホウを司シどりて。人ノ物を申付マシふ役なり。家令カシの名目ハ和漢共ニ同じ。史記シキの高祖本紀コソ小太公家令コトウカシ説テ太公曰トウコウとあると家老カヲの事を。日本ニッポン小コと家令カシの名。官位令職クワンイカシ貞令シノブと見えたり。親王又臣下シノブにも。職事シヨクジ 役を任じむる人位イ位イの一位二位三位の家令カシハ朝廷テウテイと補ホとらる位イを給キとらるなり。家令カシハ二字ニカレウトと讀

む。カレウ轉テトてカラウトとなり。其詞シハ付て俗ソクニ家老カヲの字ジ出用デいたるなり。家令カシの事をシとらるといふ也。家老カヲの字ジとらる出用デる詞シなり。

城代

畠山記ハヤシマキ上州カミシウの城代シヨウダイ大石オオイシ石見守イシミノリ憲重ケンシウ云々。河内カワチ若江ニガハの城代シヨウダイ遊ユ佐河内守サカワチノリ云々と見えたり。

用人

用人ヨウジンと云ふ名目。昔ムカシハ今世イマヨの如く定サりたる役シヨクの名ナハ何ナニらニもモその名目ナメとあり。東鑑トウカン卷二クワンニ 養和元年四月廿日條小遠江國コトウエノクニ浅羽アサノ庄司シヨウジ宗信ムネノブ依ヨ安田ヤスダ三郎サンロウ義定ヨシサダ訴カガ雖被シテ收ト公所カノト

領謝申之旨不_レ等閑之間安田亦執申之仍且返給彼庄内
芝村并田所贓畢是子息即從有數尤可爲御要人之故云
云仁治二年九月七日條子有臨時評定爲出羽前司
行義奉行細工所輩恩澤事有沙汰野世五郎拜領相摸國
横山五郎跡新田垣内等是細工故日向房實圓本給地也
女子頻雖申子細付藝能充給訖今又爲御用人分勿論云
云太平記卷三十三新田義興自害の條小兵衛佐殿も竹澤も他も
殊ある思ひをなされ傍輩共も皆おれ過たは御用
人寫本よハ御用人とあり印本ふも御要人とあり有べからば悦むぬ者も
うりわらふ云と見えりりやハ要人あるべきか家老

小引續て肝要人といふ事をなすはしおろし主家よ仕ふる
人貴賤れ品こそは何も主用るれものありはれハ用人
といふ役のよ限るべからば要人とかきそ其義叶ふし

奉行

奉行ハ物を司る役なるを奉行頭人あが書と臨時に命ぜ
らるる役なりその名目ハ國史よあまるとあり

奏者

奏者の事宗五記云公方様おてハ申次と申私にくと奏
者と申たる宗云々おき室町將軍の時れ事あり海人藻
效惠命僧正宣守の記よ云近日奉行頭人等内云次を称奏者候

傍若無人の事也。葵の字ハ限_テ天子言事也。然則関白以下諸家ノ物成申_ス者を申次と称_ス。如此事當世以外乱_ラ吹也。雖然順_ト時世可_キ得其意也。と見えたり。

馬廻

馬廻の事。此称古より有_リあり。御内書案文。永正六年惠林院殿_{義植公}細川右京大夫小給む_ル御内書の文。就_テ今度敵出張之儀。年寄馬廻之諸侍。無_ニ無_キ如在通被_レ及聞食候。尤以_テ神妙能_ク可有_レ褒美候也。と見えたり。

代官

代官の事。東山殿年中行事_{正月十一日の條}小植島玄蕃助事。宇

治代官惣頭ナリとあり。是今世に代官と同ド_カる_レ。此外古書に君の御代官と_シて_シる_レ。主君れ名代と云ふ事_ナり。是ハ別の事_ナり。

同朋

同朋の事。或_レ説ふ云。鹿苑院義満公幼少の時。細川頼之執事と_シて_シる_レ。養育_ス。頼之の計_ハふ_ク。法師六人_ハ異體の衣服_ヲ着_セ。大小刀をさ_ス。佞房_ト名_ヲげ_テ。又童房_トと云_フ。何阿彌_ト名_ヲの_ラせ。色_トに_シた_ス。是_レ義満公_ノ佞人_ヲを_シる_レ。笑_ハる_レ。是_レ義満公_ノ佞人_ヲを_シる_レ。諸待の中_ニ小佞人_ト何れ_ニ。くむ事_ヲ教_ヘ奉_ラる_レ。為_ル。諸待の中_ニ小佞人_ト何れ_ニ。

侍^{サマ}童房と名成付きふゆえ、倭人^{ヤマト}とて耻^{ハジ}りるとぞ。本ハ童房と書たる成。後ハ同朋と書きりといふなり。按ぶに是偽説なり。大小刀をさそ事も其時代の風よりらば、寶篋院義詮公、征夷大將軍御拜賀御参内之儀式に、供奉の行列を段々記して、其次^ニ隨身馬上^ニ。隨身姓名^ノ今畧之。赤金襴の上、着小虎豹之尻鞆の太刀、滋藤弓、尻籠^{シロコ}負厚^{オホ}総の尻鞆懸^{シカガ}て、左右を分て二行小乗也^ニ。此間^ノの文^ヲ今畧之。其次御長刀二振、御同朋右同前之上着ふて、馬上にて持之^ヲと見えり。義詮公ハ義満公の父なり。右の文ハ同朋あれど、義満公以前より同朋ありし事を志すべし。

中間 侍力者 雜色

中間^{ナカマ}といふハ昔も侍^{サマ}中間小者と次第して侍^{サマ}小者との間あるゆえ、中間といひ多しなり。中間昔より何ぞ古今著聞集卷十七^ノ變化^ノ部^ニハ主殿頭光任朝臣^ノ中^ノ父^ノ朝臣^ノグもとみて召仕ひたるハ中間次郎法師^ノ磨^ノ。磨^ノ普通本^ノハ云々。源平盛衰記卷十三^ノ熊野新宮^ノ軍^ノの條^ニハ黒丸といふ御中間とあり。是ハ高倉宮の中間をいふ。同廿二の卷^ノ衣笠合^ノ戦^ノの條^ニハ雜色二人ハ馬の口むらせ。中間六人ハ左右に腰おさせ云々。同四十五の卷^ノ内大臣被^レ斬^ルの條^ニハ地藏冠者といふ中間と。力法師といふ力者^ノと云々。東鑑卷五十九^ノ弘長三年八月九日の條^ニハ來十月三日將軍

御上洛小よりて。諸奉行を定る中、小恪勤侍小野寺九近、大
夫入道光連、御中間信濃判官時清、御力者依渡、大夫判官
基隆とあり。是ハ中間の奉行をいふあり。太平記十七の卷
堀口貞満堀口貞満、小皇居近くありきと、貞満馬より下り。曹カネトを
奏請の條、小皇居近くありきと、貞満馬より下り。曹カネトを
脱て中間よりいせ云々。下學集に、徒見所コニイゴ、中間之
記云云。公方様にハ御中間とてハある候。又云武家より雜ザウ
色シキ申ハ中間より下り。馬屋の者よりあり也。公家ハ
ハ中間を雜色ザウシキと被仰候。又公方様の御雜色と申ハ、又別
て候云々。武雜書札篇小。天文二年七月六日の首注クビ文を
記したるに、中間彦六とあり。苗氏ハシありし。其外侍ハ皆

苗氏を書き入り。昔も中間ハ苗氏ハシ名のちをさる。見也。大的體拜記。矢取の中間直ヒタ岳タレを着まき由見え
也。今世の中間とてハ品と終りし者あり

小者

小者コモノハ事御成次第故實伊勢備中守平貞。小云。御小者も
御輿ミコリのきとほごあり候。御志ミコシやうミコシを持候也。御小者
久コウくクめメつツのノれレたタるル。ちと年寄たとの持候云々。宗
五記云。公方様御小者ハ六人だけ番ありて走り候。左候
右ミダ小大名衆ハ四五人より過候。由古き人ハ申され候
云々。永禄十一年靈陽院義昭公。朝倉義景亭へ御成之記

小御小者右の先熊若鶴若龍の先梅若千若とあり。小者の名ハ何若と名付し事と見也

右筆

右筆イウヒツの事筆或執る人をいふ東鑑卷一治兼四年六月廿二日條小康清

歸路武衛遣委細御書被感セ仰康信之功大和判官代邦道

右筆被加御筆并御判云々又養和二年五月十二日條伏見冠者藤

原廣綱初參武衛是右筆也馴京都者依有御尋安田三郎

被舉申之云々是等右筆とて定りし役とありは物

書きたるは右筆と云及あり。今川了俊の難太平記

今年とありし以外の外エラフケ中風氣ある間時々右筆不叶思の外

の方に筆曲る間本より此鳥の跡愈比興也と記あり是了

俊自身書く事或右筆といふるあり人の代筆をまぐる事

を右筆と心得るハ誤なり案きく筆或執る書く事を右筆

といふ今世ハ役の名とありは或説し右筆といふハ禮記

右史書言といふより出たりといふり

藏法師

藏法師シラホラシの事武家にて藏を預り米穀あはれ出入する者を

藏法師といふも古ハ剃髮の者にあらざる役なるゆゑ今世俗

人ありは昔の名目残りて藏法師と云ふなり源平盛衰

記卷四鹿谷酒宴の篇師光ハ右衛門尉成景ハ右衛門尉とぞ申

けふ。信西平治の乱に討きし時、二人やとも出家して、左衛門尉入道ハ西光、右衛門尉入道とて西景とて申す。二人ながら御藏の預りて猶被召仕たり云々。東山殿年中行事に、正實房、定泉房事ハ御藏法師ナリと見えたり。

足輕

足輕の事古より何ぞ。源平盛衰記卷十三信連戰の條に、足輕共乱入てさぐし奉きと下知を。同卷十四三井寺合戦の條に、足輕二三百人法勝寺に北より後より祇園の邊よりてまゝありと在家ガイケに火を放ちあぐ云々。太平記卷卅六秀詮兄弟討死の條に、楠が足輕の野伏三百人、両方の深田へ立渡りて、鏃をそろへ散りて射る云々。樵談知

一條兼良公御作

天下のみづる事ハ侍水とあり。侍水といふ事ハ奮記おどけとも志あつる題目なり。平家のうぶろといふ事をこそめぼらうしきたためしと申侍水の意。おれ度始り出れり。足輕ハ超過したる悪黨也。そのゆゑに洛中洛外の諸社諸寺、五山十刹、公家門跡の滅亡ハうらやみ所行か。敵のたてこもりをらん所におきてを力あし。さもねを所を打ちあがり。何多ハ火攻りをも財寶のみも事ハひとつらむが強盗といふなり。かゝる事ハ前代未聞の事なり。下畧。按ずると古に足輕といふ者も合戦の時

見也 諸方の悪黨をめぐりかへおきてもつらつらとせたりし事と

四季艸四の巻 秋草上 終

終の早に秋草上を記す事古く

天下のやうに... 秋草上... 終の早に秋草上を記す事古く

